

令和2年第4回常陸太田市議会定例会会議録

令和2年6月1日（月）

---

議 事 日 程（第1号）

令和2年6月1日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議員提案第1号 常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第35号 常陸太田市市税条例及び常陸太田市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第36号 常陸太田市手数料条例の一部改正について
- 議案第37号 常陸太田市国民健康保険条例及び常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 常陸太田市介護保険条例の一部改正について
- 議案第39号 常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第41号 常陸太田市立水府小・中学校屋内運動場建築工事請負契約について
- 議案第42号 市道0139号線工事等委託契約について
- 日程第 4 議案第43号 令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第44号 令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議員提案第1号（提案理由説明・採決）
- 日程第 3 議案第35号ないし議案第42号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第43号ないし議案第44号（一括上程・提案理由説明）

---

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷涉	議員

7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	宮田 達夫	副市長
石川 八千代	教育長	加瀬 智明	政策推進室理事
綿引 誠二	総務部長	岡部 光洋	企画部長
鈴木 淳	市民生活部長	柴田 道彰	保健福祉部長
根本 勝則	農政部長	小瀧 孝男	商工観光部長
古内 宏	建設部長	磯野 初郎	会計管理者
畠山 卓也	上下水道部長	宇野 智明	消防長
武藤 範幸	教育部長	榊 一行	農業委員会事務局長
岡田 和也	秘書課長	中野 亘	総務部次長兼総務課長
江幡 治	監査委員		

事務局職員出席者

笹川 雅之	事務局長	富田 弘明	次長兼議事係長
小林 博則	総務係長		

午前10時開会

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和2年第4回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

会議録署名議員の指名

○成井小太郎議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

3番	菊池勝美	議員	13番	茅根猛	議員
----	------	----	-----	-----	----

の両名を指名いたします。

---

### 諸般の報告

○成井小太郎議長 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。全国市議会議長会が書面会議により開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、監査委員から、令和2年5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	石 川 八千代 君	政策推進室理事	加 瀬 智 明 君
総 務 部 長	綿 引 誠 二 君	企 画 部 長	岡 部 光 洋 君
市民生活部長	鈴 木 淳 君	保健福祉部長	柴 田 道 彰 君
農 政 部 長	根 本 勝 則 君	商工観光部長	小 瀧 孝 男 君
建 設 部 長	古 内 宏 君	会 計 管 理 者	磯 野 初 郎 君
上下水道部長	畠 山 卓 也 君	消 防 長	宇 野 智 明 君
教 育 部 長	武 藤 範 幸 君	農業委員会事務局長	榊 一 行 君
秘 書 課 長	岡 田 和 也 君	総務部次長兼総務課長	中 野 亘 君
監 査 委 員	江 幡 治 君		

以上、19名でございます。

---

### 市長挨拶

○成井小太郎議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆様、おはようございます。令和2年第4回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃、議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

また今般、市議会から、新型コロナウイルス感染拡大防止策に関します要望書のご提出を頂き、また、議員活動費について、感染症対策等への活用の申出を頂きました。改めまして、議員の皆様のご協力に心から感謝を申し上げますとともに、感染症対策の財源といたしまして、有効に活用をさせていただきたいと存じます。

さて、国は、全国に発令をしておりました新型コロナウイルスの感染拡大に伴います緊急事態宣言につきまして、5月14日木曜日に、本県を含む39県について解除をしております。また、

21日には、大阪、京都、兵庫が解除となり、宣言が継続されておりました1都3県と北海道につきましても、5月25日月曜日に、緊急事態宣言が解除をされたところでございます。

この間、茨城県におきましては、県独自の休業・外出自粛要請の基準に基づきまして、5月18日にステージ4からステージ3に緩和をしてきておりましたが、さらに5月25日には、感染がおおむね抑制できている状態でありますステージ2に移行したところでございまして、休業要請対象102業種のうち、商業施設、運動施設、映画館など92業種につきまして解除をしてきております。今後も感染が抑えられた状態が続く場合には、6月8日からステージ1に移行する方針を示しており、それらに伴いまして、外出規制及び休業要請は全て解除されることとなります。

常陸太田市におきましても、再開をいたします学校や各施設におきましては、3密を避け、人と人の間隔を十分に確保するなどのほか、業種ごとのガイドラインなどを考慮した各施設ごとの感染防止対策を講じますとともに、新しい生活様式を取り入れながら、経済活動につきましても力強く押し進めていくことが肝要であり、市民の皆様と一丸となりまして、この困難に打ち勝つよう取り組んでまいり所存でございます。

次に、この間の市の施設等の再開状況等についてご報告を申し上げます。

まず、5月18日から竜神大吊橋を再開いたしまして、併せて、水府物産センターや、こめ工房、道の駅ひたちおおたの直売所等につきまして、営業を再開してきております。また、25日月曜日には、県の基準がステージ2に移行しましたことから、27日より、道の駅やこめ工房のレストランにつきましても、営業を開始したところでございます。

また本日から、小中学校等につきましては、慣らし登校といたしまして午前中の授業とし、来週からは、通常の授業を実施していくことといたしました。その他、生涯学習センターや公民館、運動公園などにつきましても、一部利用制限を設けながら再開をしたところでございます。

なお、ぬく森の湯などの温浴施設や、かなさ笑楽校などの宿泊施設につきましては、県のステージ1への移行に合わせて6月8日に再開をする予定で、現在準備を進めているところでございます。

路線バスにつきましては、学校や観光施設等の再開に合わせて、運行を再開したところでございますが、都内等を結びます高速バスにつきましては、5月27日から朝夕往復2便のみ再開となっております。

次亜塩素酸水の配布につきましては、保育園や福祉施設などへの随時提供と市民の皆様への週3日の配布につきましては、現在、週当たり1,500リットル程度に落ち着いてきておりますけれども、各施設等の再開によりまして増加も見込まれますことから、継続して配布を行ってまいります。

緊急事態宣言が解除されまして、学校生活や経済活動などが動き出すこと自体は安堵をいたすところでございますけれども、一方で、自粛の解除によりまして移動制限や気の緩みなど、行き過ぎた場合は再び感染が拡大する懸念もございます。市民の皆様には引き続き、外出時や施設利用、学校生活等におきましてマスクの着用と小まめな手洗いうがいなど、衛生対策に努めていただき

ますようお願いをしまいたいと存じます。

次に、5月臨時会におきまして議決を頂きました新型コロナウイルス感染症対策の状況等についてでございますが、まず、特別定額給付金につきましては、5月11日に2万1,500世帯に申請書を送付いたしておりまして、5月末現在の申請件数は1万9,967件、申請率は93%となっております。そのうち、1万7,569件、人数にいたしまして4万2,904人、金額にいたしまして42億9,040万円の振り込みが完了しておりまして、給付済み率は85%となっております。今後は、未申請世帯への呼びかけなどを行いまして、申請漏れ等がないよう対応してまいります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、児童手当受給世帯の児童に対し、1人当たり国が1万円の支給と併せまして、市が1万円を上乗せする給付対象世帯が2,464世帯でございます。また、児童手当の所得制限を上回る方を対象とします特別給付世帯は117件となっております。いずれの世帯につきましても給付の案内を送付してはございますが、給付申請は不要で、辞退される方のみ申し出てくださいとすることで、現在進めているところでございます。

次に、一人暮らしの学生生活を応援する支援事業につきましては、常陸太田市産の米や野菜、加工品、マスクなどの詰め合わせをお送りするもので、5月末現在で、本人からの申請が36件、保護者からの申請が147件でございます。東京、千葉、神奈川など24の都道府県に在住しております学生に、順次送付をしているところでございます。

次に、県と協調しまして、雇用の維持や事業継続を支援いたします資金貸付事業につきましては、現在のところ、常陸太田市の事業者の申請はない状況でございます。また、県の休業要請に協力をいたしました事業者への協力金の上乗せ補助につきましては、5月末現在で26件の交付となっております。今後も、県の交付決定が順次なされますと市への申請も増えてまいりますので、遅滞のないよう、速やかに対応してまいりたいと考えます。

次に、幼稚園及び放課後児童クラブへの空気清浄機整備事業につきましては、昨年度は、保育園2園と認定こども園4園に合わせて13台を設置をしてきておりますけれども、今回は幼稚園4園に20台、12の児童クラブに20台の設置を行うもので、現在設置に向けた準備を進めているところでございます。

引き続き感染拡大防止と、市民の皆様への安全安心、そして地域経済を回復基調に乗せますため、国、県などの関係機関と連携をしまして全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提案をさせていただきます議案につきましてご報告をさせていただきます。

今回、今定例会に提出させていただきます議案は、条例の一部改正が6件、水府小中学校屋内運動場建築工事請負契約1件、市道0139号線に関わる茨城県との工事等委託契約1件、令和2年度補正予算2件、合わせて10件でございます。

なお、今会期中に人事案件2件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長よりご説明を申し上げます。

各議案とも慎重にご審議を頂きまして、原案のとおり可決、同意を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

**○成井小太郎議長** 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 会期の決定

**○成井小太郎議長** 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月12日まで12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○成井小太郎議長** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日まで12日間と決定いたしました。

---

日程第2 議員提案第1号

**○成井小太郎議長** 次、日程第2、議員提案第1号常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

**○6番（深谷渉議員）** おはようございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、議員提案第1号について、お手元に配付してございます文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第1号常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について。常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月1日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、深谷渉。賛成者、同じく深谷秀峰、同じく後藤守、同じく川又照雄、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉、同じく藤田謙二。

提案理由でございますが、常陸太田市議会政務活動費の交付額について、令和2年6月1日から令和3年3月1日まで減額するため、本条例の一部改正を行うものである。

次のページに参りまして、常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例、常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年常陸太田市条例第4号）の一部を次のように改正する。附則の次に、1項を加える。（交付額の特例）3といたしまして、第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年6月1日から令和3年3月1日までの間においては、当条例同項中「月額1万5,000円」とあるものは、「月額0円」とする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

---

○成井小太郎議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○成井小太郎議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

---

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第1号常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提案第1号については、原案可決することに決しました。

---

日程第3 議案第35号ないし議案第42号

○成井小太郎議長 次、日程第3、議案第35号常陸太田市市税条例及び常陸太田市都市計画税条例の一部改正について、議案第36号常陸太田市手数料条例の一部改正について、議案第37号常陸太田市国民健康保険条例及び常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第38号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第39号常陸太田市里美カントリ牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第40号常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正について、議案第41号常陸太田市立水府小・中学校屋内運動場建築工事請負契約について、議案第42号市道0139号線工事等委託契約について、以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第35号は、常陸太田市市税条例及び常陸太田市都市計画税条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講ずるため、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、改正が多岐にわたるため、本日お配りしてありますA4縦長の資料、令和2年第4回市議会定例会議案第35号資料、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置についてによりご説明いたします。

改正は、1、固定資産税及び都市計画税、2、軽自動車税、3、徴収猶予制度の特例、4、個人市民税でございます。

まず、1の固定資産税及び都市計画税でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小事業者等を支援するため、税制上の負担軽減措置を講ずるものでございます。

(1)は、売上げが減少した中小事業者等に対する軽減措置の創設でございます。本年2月から10月を対象期間とし、連続する3か月間の売上げが前年の同時期より大幅に減少したのものに対し軽減するものでございます。対象資産は償却資産及び事業用家屋、対象年度は令和3年度課税分。特例率でございますが、①売上高の減少が30%以上50%未満の場合は2分の1軽減、②売上高の減少が50%以上の場合は全額を軽減するものでございます。

(2)は、新規先端設備投資に対する特例措置の拡充でございます。新たに設備を導入した際に特例措置として対象資産を追加し、適用期間を延長するものでございます。対象資産は、現行では機械及び装置、備品等でございますが、改正後は、事業用家屋と構築物を追加するものでございます。適用期間は令和5年3月31日までとし、特例率は現行制度と同様のゼロとするものでございます。課税標準額にゼロを掛けることにより、課税免除に相当いたします。

次に、2の軽自動車税でございます。現在は、軽自動車における軽自動車税環境性能割を1%分軽減する特例措置が本年9月30日まで適用されておりますが、その適用期間を半年間延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

次に、3の徴収猶予制度の特例でございます。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、事業者の収入が大幅に減少した場合、全ての市税において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予する特例を設けるものでございます。適用の対象は、本年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税でございます。

次に、4の個人市民税でございます。

(1)は、寄附金控除の特例措置の創設でございます。新型コロナウイルスの影響で、文化芸術やスポーツイベント等が中止となり、入場チケット等の購入者が、それらの払戻請求を放棄した場合、確定申告において、その購入額を寄附金控除の対象とするものでございます。適用の対象は、本年2月1日から令和3年1月31日までに開催が中止されたイベント等でございます。

(2)は、住宅ローンに係る住宅取得控除の特例措置でございます。現行の住宅取得控除の適用期間を令和16年度まで延長するものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行いたします。ただし、第2条個人市民税及び第4条都市計画税の規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

議案第35号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。10ページをお開き願います。

議案第36号は、常陸太田市手数料条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に公布され、本年5月25日から一部施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

当法律の改正内容でございますが、マイナンバーカードの普及を促進するため、今後は紙製の通知カードの交付を取りやめ、併せて、既に交付済みの通知カードにつきましても、内容の修正や再交付の手続を廃止するものでございます。

条例改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。恐れ入りますが、12ページをお開き願います。

右側現行の欄、別表第1中、下段の12項通知カードの再交付の規定を削除いたします。

次ページをお開き願います。

左側改正案の欄、中段の12項は省令名の改正によるもの、以降は、項を削除したことに伴うずれを整理するものでございます。

恐れ入りますが、11ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行し、本年5月25日に遡って適用するものでございます。

議案第36号は以上でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

議案第37号は、常陸太田市国民健康保険条例及び常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等における傷病手当金を支給するため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

傷病手当金につきましては、新たな制度の創設となるため、本日お配りいたしましたA4縦長の資料、令和2年第4回市議会定例会議案第37号資料、傷病手当金の支給に係る関係条例の一部改正についてによりご説明いたします。

1は、改正の背景でございます。

現行の国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金につきましては、各自治体において、条例を制定して支給することができる任意給付となっております。しかしながら、実態といたしましては、被用者や個人事業主、農業者等、様々な就業形態の方が加入しているため、一定の支給基準を定めることが困難なことや財政上の理由から、支給している自治体はございませんでした。

今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制の観点から、被用者に休みやすい環境を整えるため、傷病手当金を支給するよう、本年3月10日付で厚生労働省保険局から通知があり、国からの財政支援も制度化されましたことから、条例において傷病手当金制度を創設し、支給を可能とするものでございます。

2は改正の内容でございます。

第1条の常陸太田市国民健康保険条例の一部改正は、条項の新設でございます。

まず、(1)傷病手当金の支給でございますが、①の対象者は、国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者でございます。

②の支給対象日は、連続3日以上会社等を休んだ4日目からで、休日等は対象日から除くものでございます。

③の1日当たりの支給額は、直近の継続した3か月の給与収入額を就労日数で除した額の3分の2とするものでございます。

④の支給期間は、支給を始めた日から起算して、1年6か月を超えない期間でございます。

次に、(2)傷病手当金と給与等との調整でございます。

①調整による不支給では、療養中に給与等の支払いを受けることができる者に対しては、傷病手当金を支給しないものでございます。

②の立替払いは、療養中に事業主より給与等の支払いがなかった場合は、救済措置として市が傷病手当金を支給するものでございます。

③の徴収は、②における手当金の支給は、事業主に代わって立替払いとなるため、支給した金額を事業主から徴収するものでございます。

次に、第2条の常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、条項の追加でございます。

保険者である茨城県後期高齢者医療広域連合において、傷病手当金支給に係る条例を改正することに伴い、本市においても傷病手当金支給申請の受付を行えるよう、条項を追加するものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行いたします。

2の経過措置でございますが、第1条の改正後の規定は、傷病手当金の支給対象となる最初の日が、本年1月1日から同年9月30日までの期間の場合に適用するものでございます。

議案第37号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。21ページをお開き願います。

議案第38号は、常陸太田市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の背景でございますが、消費税率引上げに伴い、低所得者の介護保険料の負担軽減を図る

ため、令和元年度は2分の1の減額幅で保険料率を改正しておりましたが、今年度からは保険料軽減を通年で実施することとなるため、公費投入により軽減の強化を行い、保険料率を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。恐れ入りますが、23ページをお開き願います。

左側改正案の中段、第5条第2項につきましては、市民税非課税世帯のうち、前年の収入が80万円以下の方の保険料の定めでございますが、令和2年度の保険料率を、右側現行の2万3,800円から、左側改正案の1万9,100円に改正するものでございます。

左側改正案第3項は、市民税非課税世帯のうち、前年の収入が80万円を超え、120万円以下の方の保険料の定めでございます。令和2年度の保険料率を、右側現行の3万9,700円から、左側改正案の3万1,800円に改正するものでございます。

左側改正案、最下段の第4項は、市民税非課税世帯のうち、前年の収入が120万円を超える方の保険料の定めでございますが、令和2年度の保険料率を、右側現行の4万6,000円から、左側改正案の4万4,500円に改正するものでございます。

恐れ入りますが、22ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行し、本年4月1日に遡って適用するものでございます。

第2項は経過措置でございます。令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものといたします。

議案第38号は以上でございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

議案第39号は、常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市里美カントリー牧場の施設の一部を、小里牧場でございますが、廃止をすることに伴いまして、本条例の一部改正を行うものでございます。

上程の背景でございますが、財団法人里美ふるさと振興公社は、一般財団法人への移行に当たり、これまでの公益法人時代の財産の処分方法として、小里牧場に係る運営上の赤字に充当することとしておりました。今回、小里牧場を閉牧いたしますと、財産の処分先がなくなりますことから、処分先を常陸太田市への寄附に切り替え、改めて、公益目的認定審議会の認可を受ける必要がございます。このたび、県から、この認可を受けるためには、自治体として閉牧の意思決定を明確にする必要があるとの指導を受け、本定例会に提案をさせていただくものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。恐れ入りますが、26ページをお開き願います。

右側の現行欄をご覧ください。第4条の表にございます施設の種別の欄の体験施設の中にございますふれあい牧場でございますが、ふれあい牧場として一体的に位置づけておりました小里牧場の閉牧に伴い、左側改正案で、ふれあい牧場を削除するものでございます。

恐れ入りますが、25ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。県における公益目的認定審議会の認可は令和3年3月末に完了する見込みでありますことから、本条例の施行を令和3年4月1日からといたしました。

議案第39号は以上でございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

議案第40号は、常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、茨城県行政組織条例の一部を改正する条例が本年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、児童相談所の組織が改編され、本市の所管が茨城県中央児童相談所から茨城県日立児童相談所に変更となるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。恐れ入りますが、29ページをお開き願います。

第4条は組織でございますが、第2項第2号につきまして、右側現行の茨城県中央児童相談所を、左側改正案の茨城県日立児童相談所に改めるものでございます。

恐れ入りますが、28ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

議案第40号は以上でございます。

続きまして、30ページをお開き願います。

議案第41号は、常陸太田市立水府小・中学校屋内運動場建築工事請負契約についてでございます。

本年4月16日に、一般競争入札に付した常陸太田市立水府小・中学校屋内運動場建築工事について請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

3の契約の金額は、4億1,635万円。

4の契約の相手方は、日立市の日立土木株式会社と常陸太田市の株式会社小池住建による日立土木小池特定建設工事共同企業体でございます。代表者は、日立市幸町2丁目18番5号、日立土木株式会社代表取締役沢畑正剛でございます。

31ページをお開き願います。

建築工事の概要でございます。1の施設概要でございますが、構造は、一部木造による鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積は1,255平方メートルでございます。

2の主要室でございますが、アリーナ、ステージ、用具庫、更衣室、トイレ等を建築するものでございます。

3でございますが、電気設備工事、機械設備工事は別途発注する予定でございます。

32ページ以降に、配置図、平面図、立面図がございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第41号は以上でございます。

続きまして、35ページをお開き願います。

議案第42号は、市道0139号線工事等委託契約についてでございます。

本年5月18日に茨城県と仮契約を行いました市道0139号線工事等委託契約について、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

委託契約の内容でございますが、2の契約の方法は随意契約、3の契約の金額は5億4,300万円、4の契約の相手方は茨城県知事大井川和彦でございます。

36ページをお開き願います。

委託契約の概要でございます。委託場所は、常陸太田市幡町から日立市金沢町地内、委託内容は、真弓町地内の3号橋の橋梁下部工事、高貫町地内の6号橋の橋梁下部工事、また、これに伴う仮設道路工事及び環境調査業務でございます。

37ページに、全体の平面図がございますので、後ほどご覧置き願います。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

---

日程第4 議案第43号ないし議案第44号

○成井小太郎議長 次、日程第4、議案第43号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、議案第44号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和2年第4回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。

1枚おめくり願います。

議案第43号は、令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,100万円を追加し、総額を311億8,809万4,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、8ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の15款1項1目民生費国庫負担金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします生活困窮者の住居支援として支給される住居確保給付金の財源といたしまして、185

万6,000円を追加するものでございます。

2段目の同款2項1目総務費国庫補助金2億4,831万2,000円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、各自治体の実情に応じて実施する事業に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。先月の臨時議会で議決を頂きました第1回補正予算及び今回の議会で補正をいたします本市の独自事業の財源として活用してまいります。

同款同項6目教育費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします児童生徒の在宅でのオンライン学習を可能とするモバイルルーターを整備する費用の財源といたしまして、小中学校費を合わせまして、253万7,000円を追加するものでございます。

3段目の19款2項1目財政調整基金繰入金の補正につきましては、5月の臨時議会で追加した市単独事業の財源に、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することに伴い、8,137万7,000円を減額するものでございます。

4段目の21款4項3目雑入のうち、右側説明の欄1行目、自治総合センターコミュニティ助成金の補助につきましては、東連地町の集会所新築への助成金及び昨年度設立された染和田コミュニティの活動支援のための備品購入費の財源といたしまして、合わせまして1,000万円を追加するものでございます。

同じく右側説明の欄2行目、学校臨時休業対策費補助金の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします学校給食事業者に対する補助金の財源及び学校給食センター食材費の損害補填分として、合わせまして225万6,000円を追加するものでございます。

同じく右側説明の欄3行目、行政代執行費用徴収費の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします特定空家等解体工事費用等の全額を空き家の所有者へ請求するもので、611万6,000円を追加するものでございます。

最下段の22款1項5目過疎対策事業債の補正につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によりイベント等が中止になったことに伴い、過疎債870万円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

歳出でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止等対策事業を明確にするため、別途資料を用意いたしました。恐れ入りますが、本日お手元に配付をいたしましたA3横長の資料、令和2年第4回市議会定例会議案第43号資料、令和2年度一般会計第2回補正予算概要をご覧ください。

今回の補正内容でございますが、大きく分けて3つございます。

1は、新型コロナウイルス感染拡大に対応する国の緊急対策に伴うもの。2は、事業中止等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策事業へ予算を組み替えるもの。裏面でございますが、3は、その他として、新型コロナウイルス感染症関連以外の補正でございます。

表面にお戻り願います。

まず、1の新型コロナウイルス感染症対策関連追加補正でございます。

1は、国の事業である住居確保給付金でございます。予算措置につきましては、3款1項1目

社会福祉総務費に単身世帯3件，2人世帯1件，3人以上世帯3件分の合計247万5,000円を追加するものでございます。国の補助率は4分の3，事業内容でございますが，国の生活困窮者自立支援法施行規則が改正され，住居を失うおそれのある困窮者に対して支給される住居確保給付金の給付対象範囲を拡大するものでございます。

(1)の給付対象者は，現行は，①の離職，廃業後2年以内の方でございますが，拡大後は，②の本人の責めによらない理由で収入が減少し，離職や廃業と同程度の状況にある方が追加されたものでございます。(2)の給付上限額はご覧のとおりでございます。(3)の支給期間は原則3か月で，最長9か月まで延長可能で，(4)の支給方法は，賃貸住宅の賃貸人，または不動産媒介事業者等への代理納付でございます。

2は，本市単独の事業である避難所環境整備でございます。現在の避難所は，新型のウイルスやインフルエンザ等への対応が脆弱なため，今回の臨時交付金を活用して対策を講じるものでございます。

予算措置につきましては，8款1項5目災害対策費に2,514万円を追加するものでございます。予算措置の内訳でございますが，消耗品が301万2,000円，防災関連資機材購入費が2,212万8,000円でございます。財源といたしましては，費用の全額に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが，避難場における新型コロナウイルス感染症等の拡大を防止するための資機材を整備するもので，消耗品は，アルコール消毒液から段ボール製間仕切りまで，及び資機材はアルミ製フレーム間仕切りから空気清浄機までを購入，配置するものでございます。

3は，国の事業であるGIGAスクール構想の加速による学びの保障でございます。

予算措置につきましては，9款2項1目及び同款3項1目の小中学校の学校管理費に，合わせて1億4,661万5,000円を追加するものでございます。予算措置の内容はご覧のとおりでございます。

補助率等につきましては，まず，国の補助として，(1)の公立学校情報機器整備費補助金が，①のコンピューターから③のカメラマイクの費用に対し，ご覧の補助がございます。なお，①のコンピューターに対する補助は，国が請負業者へ直接交付することから，本市における歳入の計上はございません。

次に，(2)の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を，①のコンピューターの1台当たり4万5,000円を超える部分から，④のコンピューター保管庫等の費用全額に活用いたします。

事業内容でございますが，臨時休校時等においても，学校と在宅の児童生徒がICTを活用し，遠隔，双方向性により学習を行うことができるよう，ICT関連機器を整備するものでございます。

4は，本市単独の事業である修学旅行中止等に伴うキャンセル料支援でございます。予算措置につきましては，9款3項2目中学校教育振興費に56万4,000円を追加するものでございます。財源といたしましては，費用の全額に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を

活用いたします。事業内容でございますが、修学旅行を中止または延期したことにより発生したキャンセル料を補助するもので、対象者は、キャンセル料が発生した太田中学校及び峰山中学校の保護者144名でございます。

5は、国の事業である学校給食事業者補助でございます。予算措置につきましては、9款6項3目学校給食費に213万9,000円を追加するものでございます。国の補助率は4分の3、事業内容でございますが、臨時休校に伴う学校給食の休止により影響を受けている学校給食事業者に対し補助を行うもので、対象者は学校給食事業者4社、補助対象経費は、本年3月分として学校給食事業所へ発注した食材費及び加工賃で、補助額は補助対象経費全額でございます。

次は、2の事業中止等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策事業費へ全額を組み替える予算でございます。

1は議員活動費でございます。本日、議員提案により議決されました常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正等に伴うものでございます。予算措置につきましては、1款1項1目議会費を496万7,000円減額するものでございます。減額する内容はご覧のとおりでございます。組替え理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となった常任委員会等事務調査に係る費用及び本年度分の議員政務活動費を、新型コロナウイルス感染症対策事業への経費へ充当するものでございます。

恐れ入りますが、資料の裏面をご覧ください。

2は、姉妹都市交流事業でございます。予算措置につきましては、2款1項1目一般管理費を152万8,000円減額するものでございます。減額する内容はご覧のとおりでございます。組替え理由でございますが、姉妹都市等との記載の各種交流事業が中止となったためでございます。

3は、聖火リレーでございます。予算措置につきましては、2款1項6目企画費を249万4,000円減額するものでございます。減額する内容はご覧のとおりでございます。組替え理由でございますが、東京オリンピックの開催延期に伴い、聖火リレーも延期となったためでございます。

4は、各種イベント開催補助等でございます。予算措置につきましては、6款1項4目観光費の負担金及び補助金1,253万円を減額するものでございます。組替え理由でございますが、中止となったイベントは、本年4月から8月までの期間に実施予定であった、①のさくらまつりから⑥の竜神峡灯ろうまつりまでの6つのイベントでございます。

5は、中学生海外派遣余姚市青少年交流団受入れ事業でございます。予算措置につきましては、9款3項2目教育振興費の補助金594万6,000円を減額するものでございます。組替え理由でございますが、本年7月から8月にかけて実施予定であった余姚市への本市中学生海外派遣及び余姚市の青少年交流団受入れ事業が中止となったためでございます。

6は、関東スポーツ推進委員研究大会でございます。予算措置につきましては、9款6項1目保健体育総務費を19万円減額するものでございます。減額する内容はご覧のとおりでございます。組替え理由でございますが、本年6月12日及び13日につくば市において開催予定であった関東スポーツ推進委員研究大会が中止となったためでございます。

7は、健康スポーツチャレンジデーでございます。予算措置につきましては、9款6項2目市民体力づくり費の補助金35万1,000円を減額するものでございます。組替え理由でございますが、本年5月27日に開催予定であった健康スポーツチャレンジデーが中止となったためでございます。

次に、その他の補正でございますが、今回は、資料により一括してご説明いたします。

1は、広報物等配布業務でございます。予算措置につきましては、2款1項2目文書広報費において、レンタカー燃料費等196万8,000円を追加するとともに、2款1項15目諸費において、町会長報償費144万7,000円を減額するものでございます。補正理由につきましては、常陸太田地区における広報物等配布業務方法を変更することに伴うもので、変更内容は、シルバー人材センターへ委託しております配付先を、町会長を通さずに班長宅とするものでございます。変更時期は本年7月1日でございます。

2は、地域集会所整備でございます。予算措置につきましては、2款1項11目市民活動費において、助成金300万円を追加するものでございます。補助率は10分の10、補正理由につきましては、自治総合センターの宝くじ社会貢献事業を活用して実施する地域コミュニティへの助成事業が本年3月26日に採択を受けたことに伴うもので、当初予算に計上した本市制度の補助金600万円に300万円を上乗せし、900万円を助成するものでございます。助成対象事業は、東連地町会集会所の新築でございます。

3は、特定空家等解体工事でございます。予算措置につきましては、2款1項11目市民活動費において、工事請負費611万6,000円を追加するものでございます。補正理由につきましては、特定空家等の行政代執行による除却を行うため、対象物件は、常陸太田市西二町2192の1、木造瓦ぶき2階建て倉庫でございます。

4は、国の事業である平成31年度プレミアム付商品券事業費補助金の返還金でございます。予算措置につきましては、2款1項15目諸費において、国庫支出金精算返還金1,679万9,000円を追加するものでございます。補正理由につきましては、昨年度に実施した消費税率引上げに伴う、低所得者等を対象としたプレミアム付商品券事業において、事業費確定に伴い、補助金の一部を国へ返還するものでございます。

5は、消防団員用レインウェア整備でございます。予算措置につきましては、8款1項2目非常備消防費において、消耗品費563万7,000円を追加するものでございます。補正理由につきましては、水害時に活動する消防団員にレインウェアを貸与するもので、購入数は854着でございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、補正予算書にお戻りいただきまして、4ページをお開き願います。

第2表は債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、小中学校の児童生徒1人1台のコンピューターの環境整備が、新型コロナウイルス感染症の影響により急務となったことにより、計画よりも前倒しして行うことに伴うものでございます。記載の4件につきまして、令和3年度から令和7年度までの期間について

て、それぞれの限度額の範囲内において、債務の負担を行うものでございます。

5ページをご覧ください。

第3表は地方債補正でございます。

1の変更でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で観光イベントが中止となったことに伴い、その財源であります過疎債について、補正前の9億5,910万円から、補正後の9億5,040万円に減額するものでございます。

議案第43号は以上でございます。

続きまして、議案第44号は令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万円を追加し、総額を54億2,363万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします傷病手当金の財源といたしまして、80万円を追加するものでございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款6項1目傷病手当金の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被用者の休業に対し傷病手当金を支給するもので、県の感染割合などから、感染者1名、感染の疑われる者20名を見込んで、80万円を追加するものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。

今回の補正は、地方創生臨時交付金を有効に活用するほか、事業中止等により不用となった当初予算の組替えを行い、前回の臨時議会でご承認を頂いた事業に加え、GIGAスクール構想の促進、懸念される避難所における安全対策事業をメインに構成し、これらにより新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してまいります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

---

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は6月3日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時06分散会